

事務ネットワークだより

令和6年11月21日 第119号
久喜市共同学校事務室

今回の内容
☆年末再調整について
☆共済組合・互助会より
☆マイナ保険証について
☆人事委員会勧告について



年末調整事務にご協力ありがとうございました！

12月に配布される明細で控除内容をご確認ください。

年末再調整について

今後、生命保険料控除証明書などが追加で届いたり、扶養親族の収入が変わったりなどして、申告していただいた内容に変更が生じる場合は、年末再調整をすることができます。申告書をお返ししますので事務職員へお知らせください。期限は12月中旬になる予定です。調整は1月の給料で行われます。それ以降は、ご自身で税務署に還付申告または確定申告を行うことになります。

共済組合・互助会より

●人間ドック受診は12月末まで

1月以降は補助対象外です。結果は学校へ提出してください。精密検査が必要と判断された場合は、受診しましょう。

●インフルエンザ予防接種補助

組合員本人及び中学3年生までの被扶養者のお子様が、令和7年2月28日までにインフルエンザの予防接種を受け、3,000円以上の費用が掛かった場合、費用の一部を補助(本人1,000円、被扶養者1人あたり2,000円)します。本人と被扶養者では様式が違いますので、請求の際にはご注意ください。本人分の様式は共済組合のホームページ、被扶養者分は互助会のホームページから取得できます。領収書には1.受けた人のフルネーム、2.接種日、3.接種金額、4.医療機関名、5.「インフルエンザ予防接種」の記載が必要です。

健康保険証の新規発行が終了し、マイナ保険証(保険証として使う手続きをしたマイナンバーカード)へ移行されます

(1)概要

- ①令和6年12月2日をもって、現在の保険証における新規発行終了。
- ②経過措置として、現在の組合員証は最長1年間(令和7年12月1日まで)使用可。(組合員資格がそれより前に喪失する場合はその日まで)
- ③マイナ保険証非保有者が引き続き医療を受けられるよう、最長5年の期限が定まった「資格確認書」の交付制度を予定している。「資格情報のお知らせ」は「資格確認書」ではないため要注意

(2)注意事項

- ①保険証新規発行終了後の制度の詳しい内容は、共済組合本部が検討中のため具体的な事務手続きの変更等も含めて改めて通知する。
- ②健康保険証の新規発行終了日が迫っているため、マイナ保険証利用のためのマイナンバーカード発行もご検討ください。

「資格情報のお知らせ」について

送付の目的

- ①マイナ保険証の補助書類の事前送付
マイナ保険証に対応していない医療機関では、受診時にマイナ保険証に加え「資格情報のお知らせ」又はスマートフォンでのマイナポータル資格情報の提示が必要になることがある。
- ②個人番号の確認依頼
「資格情報のお知らせ」には個人番号の下4桁が記載されているので誤りがなければ必ず確認する。

【受診に必要な場合があるため確認後も捨てずに必ず保管する】

マイナ保険証利用登録解除について

マイナ保険証の登録は任意であることから令和6年10月28日より共済組合に申し出ることで登録解除できることになりました。

人事委員会勧告がありました

令和6年10月17日(木)に、埼玉県人事委員会から「職員の給与等に関する報告(意見)及び勧告」が出されました。
この勧告に基づき、県議会及び県知事等において必要な措置が取られた場合、給与の改定が行われます。

《本年の給与勧告の主なポイント》

☆月例給を引き上げ(民間との較差10, 589円／2.79%)
若年層に特に重点を置きつつ、全ての職員を対象に引上げ改定 (令和6年4月1日から実施)

☆ボーナス(特別給)を引き上げ(4. 50月⇒4. 60月)
引上げ分は期末手当・勤勉手当に均等に配分

(一般職員の場合の支給月数)※+0. 10月分を次のように反映

	6月期	12月期
令和6年度 期末手当 勤勉手当	1. 255月(支給済み) 1. 025月(支給済み)	1. 275月(現行1. 225月) 1. 075月(現行1. 025月)
令和7年度 期末手当 以降 勤勉手当	1. 25月 1. 05月	1. 25月 1. 05月



☆給料表 初任給・若年層の水準を大幅引き上げ(令和6年4月先行実施)
特に管理職層についてより職責を重視した給料体系となるよう見直し(令和7年4月から実施)

☆扶養手当 配偶者に係る手当を廃止、子に係る手当を増額(令和7年4月から段階的に実施)
配偶者 6, 500円(令和6年度)→3, 000円(令和7年度)→支給しない(令和8年度)
子 10, 000円(令和6年度)→11, 500円(令和7年度)→13, 000円(令和8年度)

☆地域手当 支給割合の引上げ 8. 3%→8. 5%。給料表に乗じる率の引下げ 1. 571%→1. 39%。(令和7年4月実施)
☆通勤手当 支給限度額を月15万円に引き上げ。この範囲内で特急料金も全額支給。新幹線通勤等の要件を緩和。(令和7年4月実施)
☆在宅勤務等手当(新設) 1か月当たりの合計額が3, 000円を超えない範囲内において人事委員会規則で規定。(令和7年4月実施)

《人事管理に関する報告(意見)》

☆人材の確保 重要性と課題、具体的な方向について
☆人材の育成及び活用 キャリア形成、アップスキリング、リススキリングの支援等について
☆働き方改革と勤務環境の整備等 業務の見直し、柔軟な働き方、DXの推進等について